

マルキンだより



畜産PR大使「おーいたん」

公益社団法人 大分県畜産協会 TEL:097-545-6594
FAX:097-554-4049

第107号

トピックス

令和元年10月・11月・12月分交付金精算払単価公表

●令和元年10・11・12月分の単価(確定)が公表されました。

肉用牛肥育経営安定交付金制度の令和元年10月・11月分の交付金精算払単価が公表されましたので、精算払いを行います。

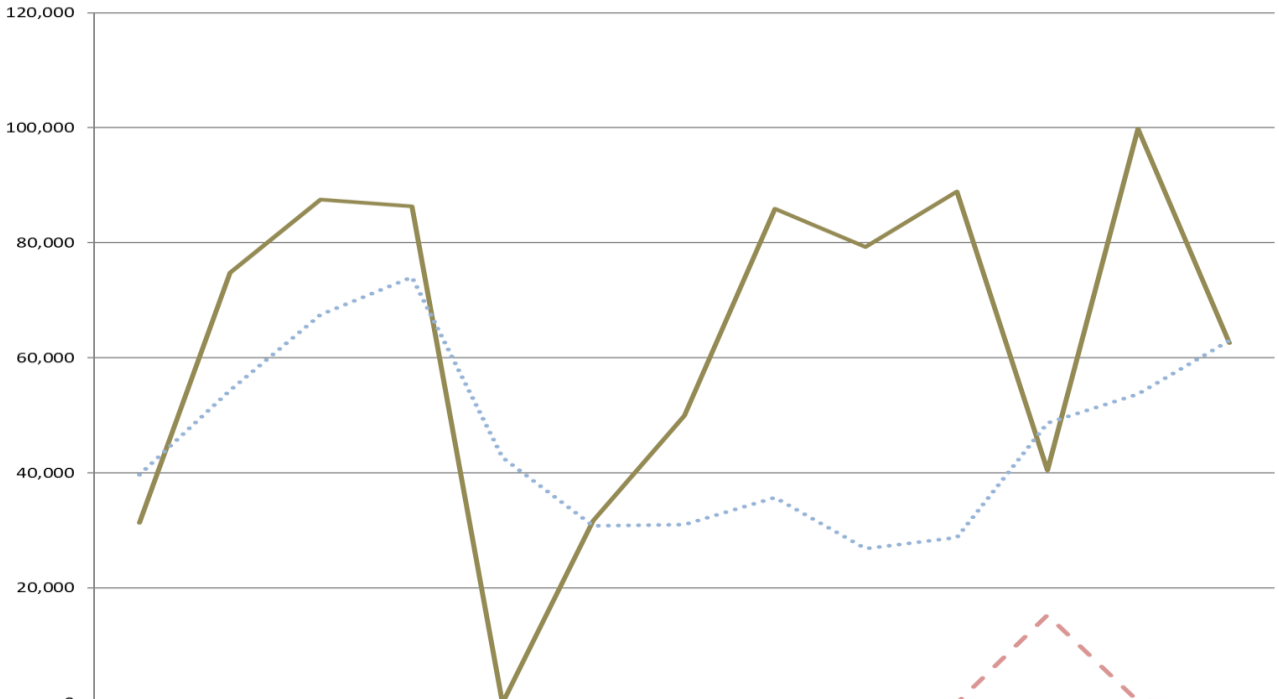
また、12月分の交付金単価が公表されました。肉専用種については、62,574.3円・乳用種については、63,042.3円 交雑種については交付がありませんでした。

●10・11・12月分の交付金交付は、2月26日(水)を予定しております。

詳細につきましては、肉用牛肥育経営安定交付金制度の交付金単価について【令和元年10月・11月・12月分】(独立行政法人農畜産業振興機構発行)をご覧ください。

交付金発動状況

単位:円



	12月	H31.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
— 肉専用種	31,400	74,840.4	87,491.7	86,398.2	0.0	31,698.0	50,013.0	85,923.9	79,301.7	88,938.9	40,478.4	99,874.8	62,574.3
- - 交雑種	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15,271.2	356.4	0.0
... 乳用種	39,700	54,378.9	67,469.4	74,024.1	42,722.1	30,806.1	31,029.3	35,702.1	26,905.5	28,826.1	48,722.4	53,726.4	63,042.3

牛マルキン事業に関するホームページ

★公益社団法人 大分県畜産協会 <http://oota.lin.gr.jp/>

当協会のホームページです。マルキン情報の他、市場結果、種雄牛情報等も掲載しております。

★独立行政法人 農畜産業振興機構 https://www.alic.go.jp/operation/livestock/assistance-marukin_00002.html

補填金単価の公表の他、単価算定に関する各種参考資料等が掲載されております。

★畜産物の市況展望【牛肉】

～和牛は好材料少なくインバウンド需要に依存～

昨年12月の牛枝肉単価は、和牛は去勢A5が前月比30円安の2,763円（前年同月比202円安）、同A4も118円安野2,325円（同378円安）、同A3は164円安の2,011円（同515円安）、同A2は143円安の1,776円（同502円安）。最需要期にも関わらず、いずれも11月の実績を下回る過去に例をみない相場形成を辿った。

量販店では和牛離れが進み、外食も増税後の不振感が強まった。さらに歳末ギフトの動きが非常に鈍かったことに加えて、ここへきて輸出市場からの引き合いが一服。ロイン系の在庫過剰感が深刻化したことで相場を押し下げた。

一方で、交雑牛はB4で90円高の1,853円（同39円高）、B3が59円高の1,694円（同5円安）、同B2は22円高の1,512円（同50円安）。量販店の売り場は交雑に切り替わり、12月商戦も交雑牛が継続強化され上昇した。

外食は社用や接待向けのホテル、レストランや一部の予約困難店はまずまずのようだが、1月も非常に厳しい声が聞かれた。正月休み明けは消費者の財布の締め付けが一層厳しい。2月は連休があるが、輸入牛肉などの低価格品が主力アイテムとなりそう。春節を控えインバウンド需要に期待したい。

和牛は4等級の価格差が広がる可能性が示唆されている。5等級は輸出向けなどの需要が底支えし大きな値動きはなさそう。和牛で2,250～2,300円、A3で1,950円、A2で1,850～1,900円、交雑種去勢B3で1,600円前後、B2で1,500円。

（※公益社団法人中央畜産会 発行 畜産コンサルタント誌2月号 抜粋）

★「畜産経営者のための青色申告の手引き」改訂のポイント

【森 剛一（森税務会計事務所）】

このたび、（公社）中央畜産会から「畜産経営者のための青色申告の手引き—令和元年分申告対応—」が発刊された。今回の改訂は、令和元年10月に消費税の税率が10%に引き上げられ、これと同時に軽減税率制度が実施されたことに対応した点が主な内容である。加えて、「畜産経営の安定に関する法律」（畜安法）の改正により、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）や肉豚経営安定交付金（豚マルキン）が法律制度となったことや集送乳調整金が交付されることとなったことに伴う制度内容の変更にも対応している。

以下、主な改訂のポイントについて紹介している。

①軽減税率制度の実施 ②簡易課税制度の見直し ③経営安定交付金制度の改正

（※公益社団法人中央畜産会 発行 畜産コンサルタント誌2月号 抜粋）

続きは別紙に載せていますのでご参考ください。

なお、「畜産経営者のための青色申告の手引き」を購入希望の方については、大分県畜産協会のHPに申込用紙を載せていますのでご参考ください。

（大分県畜産協会 HP <http://oaita.lin.gr.jp/>）

はじめに

このたび、(公社)中央畜産会から「畜産経営者のための青色申告の手引き－令和元年分確定申告対応－」が発刊された。今回の改訂は、令和元年10月に消費税の税率が10%に引き上げられ、これと同時に軽減税率制度が実施されたことに対応した点が主な内容である。加えて、「畜産経営の安定に関する法律」(畜安法)の改正により、肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)や肉豚経営安定交付金(豚マルキン)が法律制度となったことや集送乳調整金が交付されることとなったことに伴う制度内容の変更にも対応している。

以下、主な改訂のポイントについて紹介する。

軽減税率制度の実施

消費税率が令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられ、これに合わせて消費税

の軽減税率が8%で実施された。軽減税率の対象品目は、「酒類・外食を除く飲食品」と「週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)」である。軽減税率制度の実施に伴い、消費税の税率は軽減税率(8%)と標準税率(10%)との複数税率となった。畜産経営者などの事業者は、消費税の申告・納税を行うため、税率の異なるごとに取引を区分して記帳(区分経理)する必要がある(表1)。

複数税率では「売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」として適格請求書(インボイス)が必要とされ、令和5年10月からインボイス等の保存が仕入税額控除の要件となる(適格請求書等保存方式=インボイス制度)。また、インボイス制度導入の前段として令和元年10月から区分経理に対応した帳簿および請求書等(区分記載請求書等)の保存が要件となった(区分記載請求書等保存方式)。

(表1) 農業における軽減税率の対象品目と対象外品目

作目	対象品目=軽減税率(8%)	対象外品目=標準税率(10%)
水稻	主食用米、酒米	飼料用米、種もみ
野菜	野菜、製菓材料の野菜の種子	栽培用の野菜の種子・苗
果樹	果物	栽培用の果樹の種子・苗木
花卉	食用の花(エディブルフラワー、菜花など)	観賞用の花
観光農園	土産用に販売する果物等	果物狩りの入園料
農産加工	ジャムやジュース、漬物など農産加工品	日本酒[酒類]
農家レストラン	持ち帰り販売の弁当	レストラン内での飲食[外食]、ケータリング
畜産	食肉(枝肉を含む)・内臓	家畜の生体、原皮
酪農	生乳、枝肉として販売される廃用牛	子牛、初妊牛、経産牛
共通	農産物価格に含まれる送料・包装代	別途請求する送料・包装代 販売手数料

軽減税率の対象となる「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品をいい、人の飲用または食用に供されるものである。ただし、酒類や外食・ケータリング等は、軽減税率の対象に含まれない。農畜産物の多くは軽減税率の対象品目だが、肉用子牛のように生体で販売される家畜は軽減税率の対象とならない。一方、生体で出荷される家畜でもと畜解体を委託して食肉市場で枝肉として販売されるものは軽減税率の対象である。食肉市場では内臓・原皮も販売されるが、内臓は人の食用に供されるので軽減税率の対象となるのに対して、原皮は対象とならない。このため、これまで販売精算書では、内臓・原皮の販売額がまとめて表示されていたが、今後は内臓と原皮とに分けて販売額を表示することになる。

軽減税率の対象となる農産物は、人の食用として販売したものである。「米」を例にとると、人の食用として販売される「主食用米」は軽減税率の対象であるが、家畜の食用として販売される「飼料用米」は軽減税率の対象にならない。「種もみ」は稲の栽培用として販売されるものであるので、軽減税率の対象にならない。また、日本酒は軽減税率の対象にならないが、酒税法に規定する酒類は、軽

減税率の適用対象である「飲食料品」から除かれるからである。一方、日本酒を製造するための原材料の「酒米」は、酒類ではないので「飲食料品」から除かれず、人の飲用または食用に供されるものであることから、軽減税率の適用対象となる。加工食品の製造において使用される材料は、基本的には添加物も含めて「飲食料品」に該当する。

たとえば、酪農家が分娩後の搾乳牛に味噌汁を飲ませることがあるが、その材料の味噌をスーパーで買った場合、人に食用として販売されたものであるで、たとえ牛の食用に供したとしても軽減税率が適用される。

委託販売手数料は、その委託販売に係る農産物の譲渡が軽減税率の適用対象となる場合であっても、標準税率の適用対象となる。軽減税率の適用対象となる農産物の送料や包装代は、別途請求する場合は標準税率の適用対象となるが、送料込みとして農産物価格に含まれる場合は軽減税率が適用される。

簡易課税制度の見直し

軽減税率制度の導入に伴い、平成30年度税制改正により、消費税の簡易課税制度について消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する農林水産業を第二種事業

(表2) 消費税の簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	率	対象事業	農業関連の留意点
第一種事業	90%	卸売業（他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業）	事業者への仕入販売
第二種事業	80%	小売業（他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のもの） 軽減税率が適用される農林漁業	消費者への仕入販売 令和元年10月以降
第三種事業	70%	軽減税率が適用されない農林漁業、製造業ほか	副産物、加工品含む
第四種事業	60%	飲食店業、加工賃等よる役務提供、固定資産の売却	農作業受託、生物の売却
第五種事業	50%	サービス業	
第六種事業	40%	不動産業	アパート賃貸は非課税

(改正前：第三種事業)とし、みなし仕入率が80% (改正前：70%)となった。簡易課税制度では軽減税率対象品目は売上税額(8%)を基準に仕入税額を計算することから、みなし仕入率の70%を維持すれば仕入税額が過少に算出される。このため、消費税の軽減税率制度の実施に伴い、飲食料品の譲渡を行う農業について簡易課税制度の事業区分が第三種事業から第二種事業となり、みなし仕入率が80%になった。

簡易課税制度における事業区分の内容とみなし仕入率と農業の留意点は、表2のとおりである。簡易課税制度では、事業形態により、第一種から第六種までの6つの事業に区分する。仕入税額控除の計算において、それぞれの事業の課税売上高に対し、たとえば、第三種事業については70%、第四種事業については60%のみなし仕入率を適用して仕入控除税額を計算する。軽減税率の適用対象となる課税売上げについては、標準税率(10%)ではなく軽減税率(8%)による課税売上げに係る消費税を基礎として仕入税額控除を計算することになる。事業者が行う事業が第一種事業から第五種事業までのいずれに該当するかの判定は、原則として、その事業者が行う課税売上げ(課税資産の譲渡等)ごとに行う。

飲食料品の譲渡を行う農業については簡易課税制度の事業区分が第二種事業になるが、食品製造業は第三種事業のまま事業区分の変更はない。農業者が自ら生産した農産物を加工して食料品製造業に該当する場合で

あっても、これまでは食料品製造業も農業と同じ第三種事業に該当していたので、厳密に区分する必要はなかったが、軽減税率制度の実施後は、簡易課税制度において食料品製造業と農業とを区分する必要がある(注)。

経営安定交付金制度の改正

「畜産経営の安定に関する法律」が改正されて、牛マルキン、豚マルキンともに法律に基づく制度となり、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付する制度となった。制度改正により正式名称が変更され、牛マルキンは肉用牛肥育経営安定特別対策事業から肉用牛肥育経営安定交付金制度に、豚マルキンは養豚経営安定対策事業から肉豚経営安定交付金制度になった。また、豚マルキンについては交付金による補填の対象が粗収益と生産コストの差額の8割から標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割に引き上げられた。

また、加工原料乳生産者補給金制度について、指定生乳生産者団体に販売委託する生産者に限られていた加工原料乳生産者補給金の交付対象を拡大し、計画的に乳製品向けに仕向ける全ての生産者を対象とする一方で、一定の地域から集送乳を拒まずに行う事業者(指定生乳生産者団体)に販売委託する生産者には加工原料乳生産者補給金と併せて集送乳調整金を交付することとなった。

(もり たけかず・森税務会計事務所代表、(一社)全国農業経営コンサルタント協会会長、税理士)

注. 消費税法基本通達13-2-4(第三種事業、第五種事業及び第六種事業の範囲)では、「令第57条第5項第3号《事業の種類》の規定により第三種事業に該当することとされている農業(中略)の範囲は、おおむね日本標準産業分類(総務省)の大分類に掲げる分類を基礎として判定する。」としている。また、日本標準産業分類[大分類A-農業、林業/総説/農業又は林業と他産業との関係/(1)農家又は林家で製造活動を行っている場合]では、「主として自家栽培した原材料を使用して製造、加工を行っている場合は農業又は林業の活動とする。ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用従業員がいるときは農業又は林業の活動とはしない。」としている。